

字治市宇治琵琶33 発行 字 治 市 政 策 経 営 部 政 策 総 務 課 電話 22-3141番 印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (前南山城複写センター

目。次

	規	則	
○規則第2号	宇治市国民健康保	険条例の一部を改	て正する条例附則
の規則で定め	る日を定める規則の	の一部を改正する。	規則
		(国民作	建康保険課) …2
	公	告	
○公告第14号	け 自治功労者等の	表彰(和	必書広報課)…2
	選挙管理	里 委 員 会	
○告示第6号	直接請求に必要な	選挙人の数	2
○告示第7号	ポスター掲示場の	设置場所	2
○告示第8号	宇治市各投票区の	<b></b>	11
○告示第9号	投票所を閉じる時	刻の一部繰上げ	11

# 

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月18日

宇治市長 松村 淳子

#### 宇治市規則第2号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で 定める日を定める規則の一部を改正する規則

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則(令和2年宇治市規則第36号)の一部を次のように改正する。

本則中「、令和4年3月31日」を「、令和4年6月30日」に 改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公公公公合

#### 宇治市公告第14号

自治功労者等の表彰について

宇治市表彰条例(昭和26年宇治市条例第53号)第3条の規定により、令和4年3月1日(市制記念日)に自治功労者及び永年勤 続職員として表彰を受けた者の氏名及びその功績を次のとおり公告 します。

令和4年3月18日

宇治市長 松村 淳子

#### 1 自治功労者

j	毛	4	3	功					績			
渡	辺	俊	三	平成23年	Fから:	現在ま	で市	議会	議員	とし	って、	市
				政の推進し	こ大き	く貢献	され	た。				
太	田	勝	啓	平成3年1	こ消防	団人団	。 판	成 2	3 年	から	5副[	引長
				として、彳	<b>分和 2</b> :	年から	団長	とし	て、	消阝	方団の	の運
				営と消防行	う政の:	推進に	大き	く貢	お摘	れた	ŧ.	
2	永年	勤続	職員									
浅	井	恭	子	20年に	ったり	宇治市	職員	しとし	って、	誠	実勤	勉
				にその職績	答に精	励され	た。					
足	立	る	み子	II								

浅	井	恭	子	20年にわたり宇治市職員として、誠実勤勉
				にその職務に精励された。
足	立	るみ	メ子	ll II
石	橋	路	子	II .
上	杉	拓	也	n .
植	村	和	文	п
大	浦	禎	晃	п
大	北	浩	之	II .
小	栗	ゆ	カュ	п
笠	井		岡山	II .
木	田	健	士	п
木	田	陽	子	п
北	原	英	代	II .
孝	治	大	輔	п
小	山	奈	美	II .
阪	倉	雅	之	n .
妹	尾	浩	伸	п
滝	Ш	智	史	n .
田	中	博	之	II .
鶴	谷		泉	II .

鶴	谷	真	希	n .
西	坂	憲	明	п
林		綾	子	П
原		真	弓	II .
藤	井	佐糸	己子	П
舩	Ш		昇	II .
前	原	-	成	II .
松	本	忠	之	II .
三	品	貴	宏	П
山	下	正	則	II

## 選挙管理委員会

#### 宇治市選挙管理委員会告示第6号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和4年3月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和4年3月1日

宇治市選挙管理委員会 委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に 関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50 分の1の数

3,076 人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙 権を有する者の3分の1の数

51,266 人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する 選挙権を有する者の6分の1の数

25,633 人

(掲示済)

#### 宇治市選挙管理委員会告示第7号

ポスター掲示場の設置場所について

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙におけるポスター掲示 場の設置場所を次のとおり定めます。

令和4年3月1日

宇治市選挙管理委員会 委員長 長谷部 松子

# 京都府知事選挙 ポスター掲示場設置場所一覧 (宇治市)

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
1	1-1		
1	1-2		
1	1-3		
1	1-4		
1	1-5		
2	2-1		
2	2-2		
2	2-3		
2	2-4		
2	2-5		
2	2-6		
2	2-7		
2	2-8		
2	2-9		
3	3-1		
3	3-2		
3	3-3		
3	3-4		
3	3-5		
3	3-6		
3	3-7		
4	4-1		
4	4-2		
4	4-3		
4	4-4		
4	4-5		
4	4-6		
4	4-7		
5	5-1		
5	5-2		
5	5-3		
5	5-4		
5	5-5		
5	5-6		
5	5-7		
5	5-8		
5	5-9		
6	6-1		
6	6-2		
6	6-3		

[	7	7-1		
	7	7-2		
	7	7–3		
	7	7-4		
	7	7-5		
	7	7-6	<u> </u>	
	8	8-1		
	8	8-2		
	8	8-3		
	8	8-4		
	8	8-5		
	9	9-1		
	9	9-2		
	9	9-3		
	9	9-4		
	9	9-5		
	9	9-6		
	9	9-7		
	9	9-8		
	9	9-9		
	9	9-10		
	9	9-11		
	10	10-1		
	10	10-2		
	10	10-3		
	10	10-4		
	10	10-5		
	10	10-6		
	10	10-7		
	10	10-8		
	10	10-9		
	10	10-10		
	11	11-1		
	11	11-2		
	11	11-3		
	11	11-4		
	11	11-5		
	11	11-6		
	11	11-7		
	12	12-1		
	12	12-2		
	12	12-3		
	12	12-4		

宇	治	市	公	報
T	/0	111	$\Delta$	Ŧĸ

	1	1
12	12-5	
12	12-6	
12	12-7	
13	13-1	
13	13-2	
13	13-3	
13	13-4	
13	13-5	
13	13-6	
13	13-7	
14	14-1	 
14	14-2	
14	14-3	 
14	14-4	
14	14-5	
14	14-6	
14	14-7	
15	15-1	
15	15-2	
15	15-3	
15	15-4	
15	15-5	
15	15-6	
16	16-1	
16	16-2	
16	16-3	
16	16-4	
17	17-1	
17	17-2	
17	17-3	
17	17-4	
18	18-1	
18	18-2	
18	18-3	
18	18-4	
19	19-1	
19	19-2	
19	19-3	
19	19-4	
19	19-5	
19	19-6	
19	19-7	
19	19-8	
		·

19	19-9		
20	20-1		
20	20-2		
20	20-3	_	
20	20-4	_	
20	20-5		
20	20-6	_	
21	21-1		
21	21-2		
21	21-3		
21	21-4		
21	21-5		
22	22-1		
22	22-2		
22	22-3		
22	22-4		
22	22-5		
23	23-1		
23	23-2		
23	23-3		
23	23-4		
23	23-5		
23	23-6		
23	23-7		
23	23-8		
23	23-9		
24	24-1		
24	24-2		
24	24-3		
24	24-4		
24	24-5		
25	25-1		
25	25-2		
25	25-3		
26	26-1		
26	26-2		
26	26-3		
26	26-4		
26	26-5		
26	26-6		
26	26-7		
26	26-8	_000	
26	26-9		

<b>—</b>	245	-	/\	土ワ
宇	治	市	公	報

	<u> </u>	<del> </del>
27	27-1	
27	27-2	
27	27-3	
27	27-4	
27	27-5	
27	27-6	
28	28-1	
28	28-2	 
28	28-3	
28	28-4	
28	28-5	
29	29-1	
29	29-2	
29	29-3	
29	29-4	
29	29-5	
29	29-6	
29	29-7	
29	29-8	 
30	30-1	
30	30-2	
30	30-3	
30	30-4	
30	30-5	
31	31-1	
31	31-2	
31	31-3	
31	31-4	
31	31-5	
31	31-6	
31	31-7	
31	31-8	
31	31-9	
31	31-10	
31	31-11	
32	32-1	
32	32-2	
32	32-3	
32	32-4	
32	32-5	
32	32-6	
33	33-1	
33	33-2	 

33	33-3		
33	33-4	_	
33	33-5		
33	33-6		
33	33-7		
33	33-8		
33	33-9		
33	33-10		
33	33-11		
34	34-1		
34	34-2		
34	34-3		
34	34-4		
34	34-5		
34	34-6		
34	34-7		
34	34-8		
34	34-9		
34	34-10		
34	34-11		
35	35-1		
35	35-2		
35	35-3		
35	35-4		
35	35-5		
35	35-6	(2010)	
36	36-1		
36	36-2		
36	36-3		
36	36-4		
36	36-5		
36	36-6		
36	36-7		
37	37-1		
37	37-2		
37	37–3		
37	37-4		
37	37–5		
37	37-6		
37	37-7		
37	37–8		
37	37-9		
38	38-1		

	治	+	/1	報
宇	汩	市	公	X X

1	38	38-2		
	38	38-3		
	38	38-4		
	38	38-5		
	38	38-6		
	38	38-7		
	39	39-1		
	39	39-2		
	39	39-3		
	39	39-4		
	40	40-1		
	40	40-2		
	40	40-3	<del>-</del>	
	40	40-4		
	41	41-1		
ŀ	41	41-2		
	41	41-3		
	41	41-4		
ŀ	41	41-5		
ŀ	41	41-6		
Ì	41	41-7		
İ	41	41-8		
İ	41	41-9		
İ	42	42-1		
İ	42	42-2		
	42	42-3		
	42	42-4		
	42	42-5		
	42	42-6		
	43	43-1		
	43	43-2		
[	43	43-3		
	43	43-4		
	43	43-5		
	43	43-6		
	43	43-7		
	44	44-1		
	44	44-2		
	44	44-3		
	44	44-4		
	44	44-5		
	44	44-6		
	44	44-7		

4	14	44-8		
l —	14	44-9		
l —	14	44-10		
l —	14	44-11		
l —	15	45-1	<del></del>	
l —	15	45-2		
l —	15	45-3		
l —	15	45-4		
l —	15	45-5		
	15	45-6		
_	15	45-7		
	15	45-8		
l —	15	45-9		
l	15	45-10		
_	15	45-11		
_	16	46-1		
	16	46-2		
l —	16	46-3		
l —	16	46-4		
_	16	46-5		
l	16	46-6		
l —	16	46-7		
<b>⊢</b>	16	46-8		
4	16	46-9		
4	16	46-10		
4	16	46-11		
4	16	46-12		
4	17	47-1		
4	17	47-2		
4	17	47-3		
4	17	47-4		
4	17	47-5		
4	17	47-6		
4	18	48-1		
4	18	48-2		
4	18	48-3		
4	18	48-4		
4	18	48-5		
4	18	48-6		
4	18	48-7		
4	18	48-8		
4	18	48-9		
4	18	48-10		
<u>'</u>				'

48	48-11	
48	48-12	
49	49-1	
49	49-2	
49	49-3	
49	49-4	
49	49-5	
49	49-6	
49	49-7	
49	49-8	
49	49-9	

(掲示済)

### 宇治市選挙管理委員会告示第8号

宇治市各投票区の投票場所について

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における宇治市各投票 区の投票場所を次のとおり指定します。 令和4年3月1日

宇治市選挙管理委員会 委員長 長谷部 松子

投票区	投票所の施設の名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙
2	宇治市立宇治中学校 多目的室	宇治市宇治矢落64番地の1
3	宇治市莵道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地
6	宇治市白川集会所	宇治市白川娑婆山16番地の1
7	宇治市槇島集会所	宇治市槇島町北内24番地の2
8	宇治市槇島コミュニティセンター 大会議室	宇治市槇島町大川原27番地の5
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町井尻3番地
11	宇治市開地域福祉センター	宇治市開町44番地の13
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ケ庄三番割27番地
15	宇治市莵道集会所	宇治市莵道河原7番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取稲出23番地の4
18	宇治市笠取南部集会所	宇治市炭山直谷31番地の12
19	旦椋公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4
21	宇治市六地蔵公会堂	宇治市六地蔵奈良町35番地の10
22	JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあうじ) 会議室1	宇治市宇治里尻5番地の9
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室	宇治市小倉町南堀池107番地の1

投票区	投票所の施設の名称	所在地
25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ケ庄池ノ浦36番地の1
26	宇治市三室戸北集会所	宇治市莵道出口40番地の71
27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町旦椋25番地
29	宇治市立南部小学校 体育館	宇治市五ケ庄戸ノ内15番地の1
30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ケ庄寺界道37番地の3
31	宇治市東宇治地域福祉センター 研修室	宇治市五ケ庄折坂5番地の149
32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
36	宇治市緑ケ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
38	宇治市立槇島小学校 体育館	宇治市槇島町吹前35番地
39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山21番地の1
40	宇治市西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
45	宇治市立北槇島小学校 体育館	宇治市槇島町本屋敷40番地の2
46	宇治市立菟道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3
		(掲示法)

(掲示済)

### 宇治市選挙管理委員会告示第9号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙において、次の投票所 を閉じる時刻を1時間繰り上げ、午後7時とします。

令和4年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

第17区投票所 (字治市笠取集会所) 第18区投票所 (字治市笠取南部集会所)

(掲示済)

#### 宇治市選挙管理委員会告示第10号

期日前投票の場所について

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における期日前投票の 場所を次のとおり定めます。

令和4年3月1日

宇治市選挙管理委員会 委員長 長谷部 松子

安貝長 長谷部 松 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

京都府宇治市菟道平町28番地の1 アル・プラザ宇治東 京都府宇治市大久保町西ノ端1番地の25 宇治市産業振興センタ

\_

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第11号

期日前投票所を設ける期間について

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙において、次の期日前 投票所を設ける期間を次のとおり定めるものとする。 令和4年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

施設の名称 ①アル・プラザ宇治東

②宇治市産業振興センター

設ける期間 ①令和4年4月5日~4月9日

②令和4年4月7日~4月9日

(掲示済)

#### 宇治市選挙管理委員会告示第12号

期目前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について 令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における期日前投票所 の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任するものとする。 令和4年3月1日

宇治市選挙管理委員会 委員長 長谷部 松子

期日前投票所の場所 宇治市役所

職務を行	投票管理者		同職務代理者			
うべき日	住 所	氏 名	住 所	氏	名	
3月25日						
3月26日						
3月27日						
3月28日						
3月29日						
3月30日						
3月31日						
4月1日						
4月2日						
4月3日						
4月4日						
4月5日						
4月6日						
4月7日						
4月8日						
4月9日						

期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東

職務を行 うべき日	投票管理者		同職務代理者			
	住 所	氏 名	住 所 氏 名			
4月5日						
4月6日		_				
4月7日						
4月8日						
4月9日						

期日前投票	票所の場所 宇治市産業振興センター					
職務を行	投票管理者			同職務代理者		
うべき日	住 所	氏	名	住 所	氏	名
4月7日						
4月8日						
4月9日						

(掲示済)

### 宇治市選挙管理委員会告示第13号

選挙人名簿登録の移替えをしない期間について

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替えをしない期間を次のとおり定めるものとする。

令和4年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

令和4年3月2日から同年4月10日までの間

(掲示済)